

JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）「奨学金」及び「渡航支援金」 受給候補者の家計状況申告について

名古屋大学 教育推進部 学生交流課

（独）日本学生支援機構（JASSO）が実施する海外留学支援制度（協定派遣）では、経済的な理由により、自費のみでの採択プログラムへの参加が困難な者に対して、留学に係る費用の一部を「奨学金」として給付します。また、「奨学金」受給者のうち、経済的に困窮した留学希望者に対し、渡航に必要な経費として「渡航支援金」を「奨学金」と併せて給付します。いずれも返済不要です。

「JASSO 奨学金」は、JASSO が実施する 2023 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者から優先的に支援の対象とするため、JASSO 海外留学支援制度（本制度）の支援を希望する場合は、下記の書類により家計状況を申告してください。併せて「JASSO 渡航支援金」の受給を希望する場合は、所得証明書類も提出してください。

1. 「JASSO 奨学金」支給金額

JASSO 奨学金（31 日ごとに 7～10 万円（渡航先ごとに異なる））

JASSO 渡航支援金（一律 16 万円）

2. 「JASSO 渡航支援金」について

（1）支給基準

- ・ 給与所得のみの世帯：年間収入金額（税込）が 300 万円以下
- ・ 給与所得以外の所得を含む世帯：年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

（2）参考 URL（第二種奨学金在学採用の家計基準）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html

3. 提出書類

《全員提出》

① 「様式 1_家計基準適格性判定表」（署名すること）

生計（家計）維持者は原則として父母双方（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している主たる人）です。

② 通帳またはキャッシュカードの写し（紙により提出）

③ 学部 1 年生は、高等学校最終年次の成績表の写し（PDF もしくは紙により提出）

※岐阜大生に限り、①～③を PDF で海外留学室にメールで提出後、後日原本を郵送または事前授業出席時に提出することも可。

《岐阜大生》

学部 2 年生以上は 2023 年度の成績表の写し

《JASSO 渡航支援金の受給を希望する場合》

※渡航支援金の受給を希望する場合は、あらかじめお知らせください。

① 父母ともにいる場合（学生が父母と同居もしくは一人暮らし）

父母の **2024 年度（2023 年（令和 5 年））** の市町村役場発行の所得証明書（課税証明書，非課税証明書）（写し可）※源泉徴収票の写し，確定申告書の写しは不可

② ①以外の場合

別紙「渡航支援金の受給を希望する場合に提出する証明書類」の表で，自分に当てはまるケースを確認し，必要な書類を提出するとともに，どのケースであるかを申告してください。

【「家計基準適格性判定表」記入上の注意】

- ・申告の対象は **2024 年度（2023 年分）** の所得金額です。
- ・「奨学金」の受給を希望しない場合は，「家計基準適格性判定表」下欄にある「受給を希望しない」にチェックを入れ，氏名等を記入し提出してください。その場合，家計基準適格性判定表の家計状況（人数・金額等）の入力は不要です。
- ・「家計基準適格性判定表」の第二種奨学金家計基準適格性の欄が「基準外」の方でも，予算の範囲内で本制度の支援を受けることができますが，上述のとおり，JASSO が実施する 2024 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先して「JASSO 奨学金」の支援をします。
- ・年収・所得をわざと低く見積もった虚偽の申告をし，奨学金の受給を受けていることが発覚した場合，同制度による奨学金の支給を取りやめ，支給済みの奨学金の返還を求めます。根拠書類の提出を求める場合もありますので，その際は速やかに提出願います。

4. 個人情報について

本件で取り扱う個人情報は海外留学支援制度（協定派遣）に関する業務のみに使用し，それ以外の目的には使用しません。

5. 書類提出先・JASSO 奨学金に関する問合せ

教育推進部学生交流課（国際開発研究科棟 1 階）

TEL: 052-789-5733 MAIL: exchange@t.mail.nagoya-u.ac.jp

渡航支援金の受給を希望する場合に提出する証明書類

表のⅠ～Ⅴの事項と対応する「学校に提出すべき書類」を提出してください。

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居(一人暮らし)	父母(2名) ※専業主婦(主夫)、無職無収入の場合でも生計維持者となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母(2名) ※離婚調停中でも原則父母となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中(父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない)	生活を支援する父又は母(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等)
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない	原則父母(2名) ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母(1名)を生計維持者とすることができます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は、離婚した「事実関係を証明する書類」(例:戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本)
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手(2名) ※再婚には事実婚も含みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類

IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別(再婚していない)	左に該当しない父又は母(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父、母又は親族(1名)の収入・所得を証明する書類
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族(1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を証明する書類(例:戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票(マイナンバーのないもの)等)
3	父又は母が意識不明(精神疾患含む)又は生死不明(行方不明)により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母(1名) ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等)
V その他(独立生計等)		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生(未婚で、独立生計である)	学生本人(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(ただし、合計所得金額が48万円以下の場合、生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写しの提出が必要となります。) ・学生本人の住民票(世帯(婚姻)状況が記載され、マイナンバーのないもの)
2	学生が結婚している ※3、4の場合を除く	学生と配偶者(2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類(配偶者控除欄の分かるもの)
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・配偶者の収入・所得を証明する書類(配偶者控除欄の分かるもの)
5	家庭内暴力(DV等)により父母と別居している	主に支援をしている親族(1名)又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・親族(1名)又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:公的機関による証明書等)
6	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた(又は里親に養育されていた)	学生本人(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生計維持者申告書」(様式R) ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類(例:公的機関による証明書等)